

議案第74号

西脇市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

西脇市農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のように定める。

平成29年11月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の改正に伴い、西脇市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため。

西脇市農業委員会の委員等の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、西脇市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 次に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業委員 14人
- (2) 推進委員 12人

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月20日から施行する。

(準備行為)

- 2 農業委員の任命及び推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(西脇市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

- 3 西脇市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成17年西脇市条例第14号）は、廃止する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	月額	45,600	市長相当額
	副会長	月額	36,100	市長相当額
	委員	月額	33,200	市長相当額

を

」

「

農業委員会	会長	月額	45,600	市長相当額
	会長職務代理者	月額	36,100	市長相当額
	委員	月額	33,200	市長相当額
	農地利用最適化推進委員	月額	33,200	市長相当額

に

」

改める。